

政令第三百四十号

特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十四条第二項から第四項までの規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金（第四十条―第四十六条）」を「第七章 入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金（第四十条―第四十六条）」を第八章 雑則（第四十七条―第五十条）に改める。

本則に次の一章を加える。

第八章 雑則

（審査費用の概算額の算定）

第四十七条 法第二百三十四条第二項及び第三項の規定による概算額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第二百三十四条第二項の概算額 同条第一項の審査のために必要な調査の対象となる者の数その他の審査の対象となる事項に関する数量に応じて当該審査に要すると見込まれる人件費、物件費、旅費その他の費用を勘案して算定すること。

二 法第二百三十四条第三項の概算額 同項の追加の調査に要すると見込まれる人件費、物件費、旅費その他の費用を勘案して算定すること。

（審査費用の概算額等の通知）

第四十八条 法第二百三十四条第二項から第四項までの規定による概算額又は不足額の通知は、同条第七項に規定する事項並びに納付の期限及び場所を記載した書面をもつてするものとする。

（審査費用の概算額に係る現金の保管）

第四十九条 カジノ管理委員会は、法第二百三十四条第二項又は第三項の規定による概算額の納付があったときは、同条第一項の審査が終了した後に当該概算額の全部若しくは一部を一般会計の歳入に繰り入れるため、又は次条の規定により当該概算額の全部若しくは一部を当該概算額を納付した者に返還するため、当該概算額に係る現金の全部を保管するものとする。

（審査費用を超える額の返還）

第五十条 カジノ管理委員会は、法第二百三十四条第二項又は第三項の規定により概算額として納付された額が同条第一項の費用の額を超えるときは、その超える額について、遅滞なく、当該概算額を納付した者に返還するものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。